

恩納村骨髓等移植ドナー助成事業

恩納村では、骨髓・末梢血幹細胞提供者(ドナー)登録の増加及び骨髓・末梢血幹細胞移植の推進を図るため、ドナーとなった村民に対し助成金を交付します。

対象者 次のすべての条件を満たしている方

1. 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類交付を受けている方
2. 骨髓等を提供した日に恩納村に住民登録がある方
3. ドナー休暇制度がない企業や団体に所属されている方
4. 当該骨髓等提供に対する他の補助金や保険金等の給付を受けていないこと
5. 村税の滞納がない方
6. 暴力団関係者ではない方

助成額

骨髓等の提供のための通院、入院及び面接(骨髓等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く)の日数について、1日につき**2万円**を助成します(**最大14万円**)。

申請方法 骨髓等の提供が完了した日から**90日以内**に、次の書類を添付して申請してください。

1. 恩納村骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書
2. 骨髓バンクが発行する骨髓等提供の証明書
3. 恩納村骨髓等移植ドナー助成金交付申請に係る諸証明等確認同意書
4. 運転免許証、健康保険被保険者証など本人確認用書類
5. 通帳の写し(振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義のわかるもの)

※様式は恩納村ホームページをご確認ください。

詳しくは
こちらから



お問い合わせ:健康保険課 健康づくり係 ☎966-1217

骨髓バンクドナー登録について

骨髓移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替える(実際はドナーから採取された造血幹細胞を点滴静注する)ことにより、造血機能を回復させる治療法です。

骨髓バンクを介して移植を希望する患者さんは、毎年少なくとも3,000人以上いますが、移植率は約6割ですので、一人でも多くの患者さんに移植の機会を提供するためには、一人でも多くの方のドナー登録が不可欠です。



日本骨髓バンク
ホームページ